

## 令和6年度水道水質検査計画



【相川左岸低区配水池】

垂井町 上下水道課

## 水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項
- 4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由
- 5 臨時の水質検査に関する事項
- 6 水質検査の方法
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 関係機関との連携

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要なものです。

水質検査計画とは、適正な水質管理を行うために、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点や検査項目、検査頻度などを定めたものです。

## I 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画に基づき水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査項目一覧表のとおりとします。

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号-イ）について、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等（水道法施行規則第15条第1項第3号-イ）の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。



▲ 小学生の施設見学

## 2 水道事業の概要

### <給水状況>

垂井町上水道	
給水区域	垂井地区、宮代地区、表佐地区、府中地区、平尾地区、市之尾地区、綾戸地区、新井地区、栗原地区、梅谷地区、敷原地区、大滝地区、岩手地区、大石地区及び伊吹地区
給水人口	26,116人（令和5年3月31日現在）
計画1日最大給水量	13,500m <sup>3</sup>
1日最大給水量	11,196m <sup>3</sup> （令和5年3月31日現在）
1日平均給水量	10,051m <sup>3</sup> （令和5年3月31日現在）

計画1日最大給水量以外の数値は令和4年度末の数値で、簡易水道施設との数値を合算しています。

### <浄水施設の概要>

	垂井町上水道			
	第1水源地	第2水源地	北部浄水場	栗原水源地
所在地	垂井町綾戸	垂井町表佐	垂井町岩手	垂井町栗原
原水の種類	地下水(深井戸)	地下水(深井戸)	表流水(岩手川)	地下水(深井戸)
処理能力	12,000m <sup>3</sup> /日	7,200m <sup>3</sup> /日	1,236m <sup>3</sup> /日	440m <sup>3</sup> /日
沈澱池			普通式	
ろ過池			上向流式	
水源	地下水(深井戸)	地下水(深井戸)	表流水(岩手川)	地下水(深井戸)
浄水処理方法	塩素滅菌	塩素滅菌	前処理除濁 粒状活性炭処理 凝集沈澱池緩 速ろ過 塩素滅菌	除鉄処理 塩素滅菌

① 第1水源地

相川沿いにある地下100mの深井戸（8箇所）から揚水ポンプで取水後、第1水源地にて塩素消毒を行います。

相川左岸地域は第1水源地から送水ポンプで相川左岸低区配水池に貯水した後、自然流下で各家庭に給水します。また、一部は府中増圧ポンプ場を経て高所へも給水します。



② 第2水源地

相川沿いにある地下100mの深井戸（3箇所）から揚水ポンプで取水後、第2水源地にて塩素消毒を行います。また、第1水源地から浄水の一部を補給水として受水しています。

相川右岸地域は第2水源地から送水ポンプで相川右岸低区配水池、朝倉配水池へそれぞれ貯水した後、自然流下で各家庭に給水します。



### ③ 北部浄水場

岩手川より取水し、北部浄水場にて前処理除濁や活性炭処理を行ったのち、沈殿池から砂ろ過池を経て塩素消毒を行い配水池へ流入していきます。

配水池に貯水した後、北部給水区域へ自然流下で各家庭に給水します。また、一部の高台に位置する地区へは、ポンプで増圧して各家庭に給水します。



### ④ 栗原水源地

栗原水源地内にある地下40mの深井戸（2箇所）から揚水ポンプで取水し、除鉄処理、塩素消毒を行います。

送水ポンプで配水池に貯水した後、栗原給水区域へ自然流下で各家庭に給水します。



### 3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

	第1水源地、 第2水源地	北部浄水場	栗原水源地
原水の汚染 要因及び水 質状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質は良好。</li> <li>・水源の周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨等による濁水</li> <li>・湖沼で発生する臭気物質ジエオミン及び2-メチルイソボルネオール含有量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地質由来のカルシウム、マグネシウム含有量</li> <li>・蒸発残留物含有量</li> </ul>
浄水の水質 状況	これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。		
水質管理 上留意すべ き事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濁度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濁度</li> <li>・臭気物質</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カルシウム、マグネシウム等</li> <li>・蒸発残留物</li> </ul>

### 4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、別添一覧表に記載。

## 5 臨時の水質検査に関する事項

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水道利用者で消化器系感染症が流行したとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

その際の水質検査を行う項目は、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の10項目を基本とし、状況に応じて検査項目を選定します。



## 6 水質検査の方法

1日1回行う検査は、上下水道課職員が行います。

その他の検査については、水道法第20条の4に基づく国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関の中から水道GLPやISOの水質管理の認証取得状況等を参考に選定し、直接委託して実施します。

### (1) 委託の範囲

#### ① 試料の採取及び運搬方法

検査試料は水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号。以下「告示法」という。)により上下水道課職員が行い、試料の運搬はクーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して委託検査機関が運搬します。

なお、検査機関までの搬入時間は最初の試料採水後、告示法で12時間以内に検査をすべき項目の検査実施が可能な時間内とします。

#### ② 臨時検査の取扱い

臨時検査の必要性が生じた場合は、継続的に水質を評価する観点から、定期検査と同一の委託検査機関が速やかに行います。

### (2) 委託した検査の実施状況の確認方法

委託した検査の実施状況の確認については、標準作業書、内部精度管理及び毎年環境省が実施する外部精度管理調査を受けるための計画書並びに結果報告書等を精査し、必要があれば委託検査機関への立入検査を行います。

## 7 水質検査計画及び検査結果の公表

令和6年度の水質検査計画は、ホームページに掲載して公表します。

令和5年度の水質検査結果についても、ホームページに掲載して公表します。

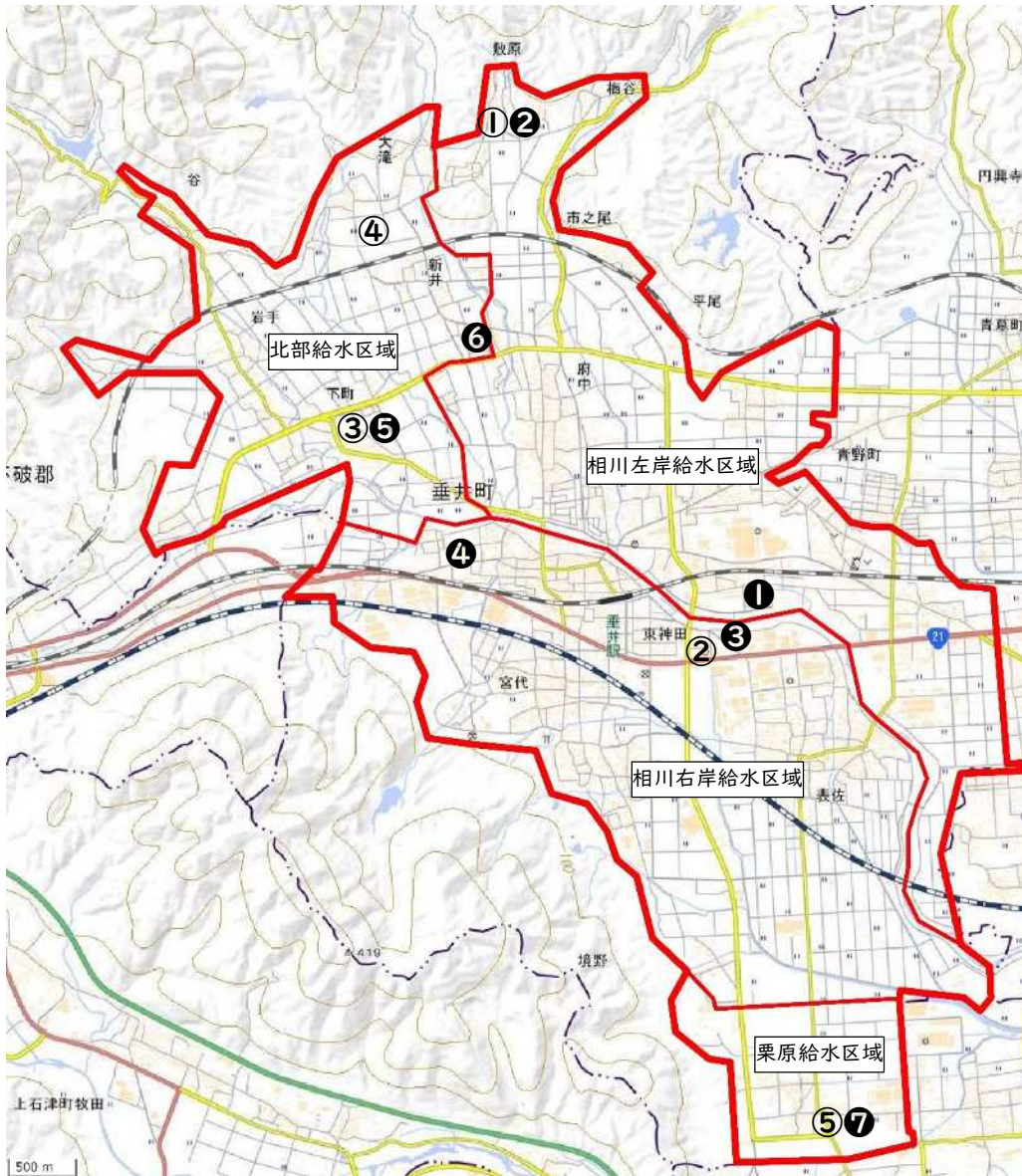
## 8 関係機関との連携

- (1) 水質検査委託機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。

なお、その際必要に応じ、岐阜県西濃保健所、検査委託機関から指導、助言を受けながら実施します。

- (2) 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直しを行います。
- (3) 水質検査計画に基づく検査の実施等については、検査委託機関及び保健所等と連携を図り実施します。
- (4) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、適切な対処を行います。

<配水区域及び検査地点概略図>



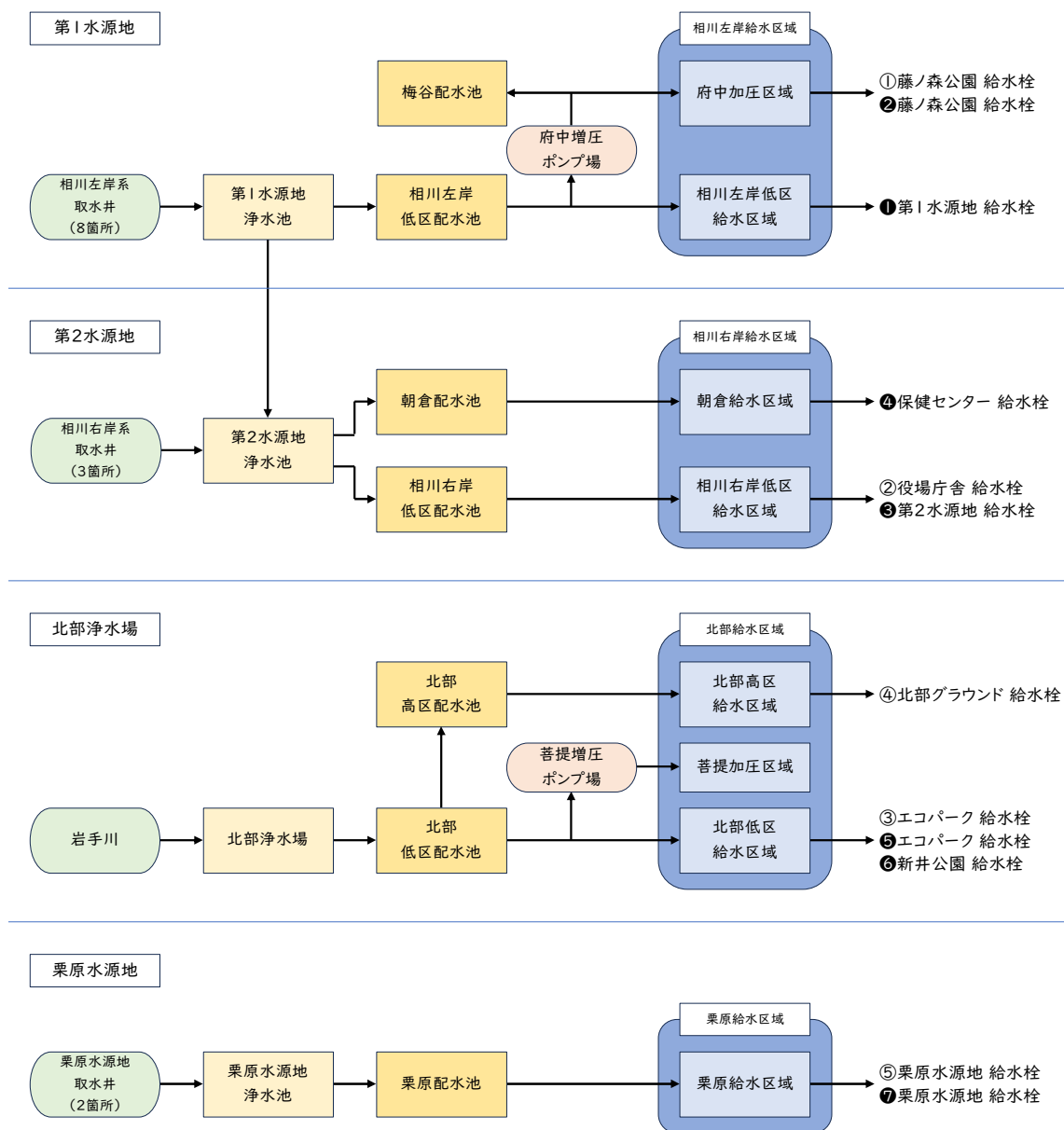
1日1回行う検査

	採水地点
①	藤ノ森公園 給水栓
②	役場庁舎 給水栓
③	エコパーク 給水栓
④	北部グラウンド 給水栓
⑤	栗原水源地 給水栓

定期に行う検査

	採水地点
①	第1水源地 給水栓
②	藤ノ森公園 給水栓
③	第2水源地 給水栓
④	保健センター 給水栓
⑤	エコパーク 給水栓
⑥	新井公園 給水栓
⑦	栗原水源地 給水栓

## <各水道施設 配水フロー図及び検査地点>



〈別表 1〉 令和6年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 垂井町上水道	
浄水場名: 第1水源地	クリプトスポリジウム対策指針: レベル1
採水の場所: 垂井町綾戸(第1水源地)	
水源種別(地下水) 表流水 湧き水 その他	原水全項目水質検査: 10月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 6月・12月実施	
水質検査委託機関名称: 国土交通大臣及び環境大臣登録の水質検査機関に委託	
毎日検査実施場所: 藤ノ森公園(給水栓)	

項目番号	水質基準項目	検査回数	年												年間	理由		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
4	水銀及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5	セレン及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6	鉛及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8	六価クロム化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
9	亜硝酸態窒素	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	水源が地下水であるため(安全性の確認)
12	フッ素及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
14	四塩化炭素	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15	1,4-ジオキサン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17	ジクロロメタン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18	テトラクロロエチレン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19	トリクロロエチレン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
20	ベンゼン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
29	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
30	プロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34	鉄及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35	銅及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37	マンガン及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40	蒸発残留物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○									1	水源が地下水であるため
43	1,2,7,7-テトラメチルピシニコ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○									1	水源が地下水であるため
44	非イオン界面活性剤	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
45	フェノール類	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
	項目数		9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22				

項目	検査回数	年												年間	備考			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
1~20, 32~47, 49~51の項目	年1回							○									1	2,3,4,5,7,8,9,10号井戸 計8井
大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎			○				○			○					○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル1)
嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎			○				○			○					○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル1)
クリプトスポリジウム	不要																0	
ジアルジア	不要																0	
			0	0	2	0	0	2	39	0	2	0	0	2				



〈別表 1〉 令和6年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 垂井町上水道	
浄水場名: 第2水源地	クリプトスポリジウム対策指針: レベル1
採水の場所: 垂井町表佐(第2水源地)	
水源種別(地下水) 表流水 湧き水 その他	原水全項目水質検査: 10月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 6月・12月実施	
水質検査委託機関名称: 国土交通大臣及び環境大臣登録の水質検査機関に委託	
毎日検査実施場所: 垂井町役場(給水栓)	

項目番号	水質基準項目	検査回数	検査結果												年間	理由	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
4	水銀及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5	セレン及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6	鉛及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8	六価クロム化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
9	亜硝酸態窒素	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	水源が地下水であるため(安全性の確認)	
12	フッ素及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
14	四塩化炭素	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15	1,4-ジオキサン	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17	ジクロロメタン	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18	テトラクロロエチレン	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19	トリクロロエチレン	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
20	ベンゼン	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21	塩素酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可	
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可	
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可	
26	臭素酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可	
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可	
29	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可	
30	プロモホルム	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可	
32	亜鉛及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34	鉄及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35	銅及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37	マンガン及びその化合物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40	蒸発残留物	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○								1	水源が地下水であるため
43	1,2,7,7-テトラメチルピシロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○								1	水源が地下水であるため
44	非イオン界面活性剤	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
45	フェノール類	年1回						○								1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数			9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22			

項目	検査回数	検査結果												年間	備考		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1~20, 32~47, 49~51の項目	年1回							○								1	2,3,4号井戸 計3井
大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎			○				○			○			○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル1)	
嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎			○				○			○			○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル1)	
クリプトスポリジウム	不要															0	
ジアルジア	不要															0	

0 0 2 0 0 2 39 0 2 0 0 2





〈別表 1〉 令和6年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 垂井町上水道	
浄水場名: 北部浄水場	クリプトスポリジウム対策指針: レベル4
採水の場所: 垂井町岩手(エコパーク)	
水源種別: 地下水 (表流水 湧き水 その他)	原水全項目水質検査: 10月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 6月・12月実施	
水質検査委託機関名称: 国土交通大臣及び環境大臣登録の水質検査機関に委託	
毎日検査実施場所: エコパーク(給水栓)、北部グラウンド(給水栓)	

No.	水質基準項目	検査回数	検査回数												年間	理由		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
4	水銀及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5	セレン及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6	鉛及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8	六価クロム化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
9	亜硝酸態窒素	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
12	フッ素及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
14	四塩化炭素	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15	1,4-ジオキサン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17	ジクロロメタン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18	テトラクロロエチレン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19	トリクロロエチレン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
20	ベンゼン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
29	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
30	プロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	安全性の確認(過去3年間の結果は基準値の5分の1以下)
34	鉄及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35	銅及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37	マンガン及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40	蒸発残留物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年4回			○	○	○	○									4	水源が湖沼であるため
43	1,2,7,7-テトラメチルピシロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年4回			○	○	○	○									4	水源が湖沼であるため
44	非イオン界面活性剤	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
45	フェノール類	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数			9	9	24	11	11	51	9	9	22	9	9	22				

No.	項目	検査回数	検査回数												年間	備考		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
原水	1~20、32~47、49~51の項目	年1回									○						1	表流水 1箇所
	大腸菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	クリプトスポリジウム対策指針(レベル4)
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	クリプトスポリジウム対策指針(レベル4)
	クリプトスポリジウム	3ヶ月毎			○				○			○				○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル4)
	ジアルジア	3ヶ月毎			○			○			○				○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル4)	
			2	2	4	2	2	4	41	2	4	2	2	4				



〈別表 1〉 令和6年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 垂井町上水道	
浄水場名: 栗原水源地	クリプトスポリジウム対策指針: レベル1
採水の場所: 垂井町栗原(栗原水源地)	
水源種別(地下水) 表流水 湧き水 その他	原水全項目水質検査: 10月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 6月・12月実施	
水質検査委託機関名称: 国土交通大臣及び環境大臣登録の水質検査機関に委託	
毎日検査実施場所: 栗原水源地(給水栓)	

項目	水質基準項目	検査回数	年間												理由			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
4	水銀及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5	セレン及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6	鉛及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8	六価クロム化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
9	亜硝酸態窒素	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	水源が地下水であるため(安全性の確認)
12	フッ素及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
14	四塩化炭素	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15	1,4-ジオキサン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17	ジクロロメタン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18	テトラクロロエチレン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19	トリクロロエチレン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
20	ベンゼン	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
29	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
30	プロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34	鉄及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35	銅及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37	マンガン及びその化合物	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	過去3年間の結果が基準値の5分の1超過のため
40	蒸発残留物	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	過去3年間の結果が基準値の5分の1超過のため
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○									1	水源が地下水であるため
43	1,2,7,7-テトラメチルピシロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○									1	水源が地下水であるため
44	非イオン界面活性剤	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
45	フェノール類	年1回						○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数			9	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24				

項目	検査回数	年間												備考				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
1~20, 32~47, 49~51の項目	年1回							○									1	1,2号井戸 計2井
大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎			○				○			○				○		4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル1)
嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎			○				○			○				○		4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル1)
クリプトスポリジウム	不要																0	
ジアルジア	不要																0	

0 0 2 0 0 2 39 0 2 0 0 2



